

市内(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
開設法人代表者様
管理者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護における生活保護受給者の料金設定について (通知)

現在、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所が設定した家賃額等が生活保護の住宅扶助や生活扶助の基準額を超えていて、生活保護受給者は入居できない状況が生じています。

今後は広く利用者の受け入れを可能とする観点から、原則はこれまで通り生活保護受給者の利用料金と他の利用者の利用料金を同額とすることとしますが、例外として、次の条件を満たした場合にのみ、生活保護受給者個別の料金設定(減免)を認める取扱いに変更します。

なお、過去に生活保護受給者が利用していた場合の家賃等が他の利用者よりも高く設定されていた事案がありましたが、そのような取扱いは今後も認められません。

1 個別の料金設定(減免)を行う場合の条件

※次の【条件1】～【条件3】すべてを満たすことが必要です。

【条件1】生活保護受給者の家賃等利用料は他の利用者の家賃等利用料より低い金額であること

→他の利用者より高く設定すること(他の利用者の利用料金を超えて住宅扶助費や生活扶助費の上限額まで引き上げて設定すること等)はできません。

【条件2】差額は事業者負担とし、他の費用や他の利用者に転嫁しないこと

→低い金額に設定した場合の差額は事業者負担としてください。他の費用に転嫁することや、他の利用者に負担させることはできません。

【条件3】すべての利用者に説明し、文書により同意が得られること

→すべての利用者又はその家族に対して、「生活保護受給者については減免し生活保護基準に料金を引き下げ、差額は事業者負担とする」取扱いに変更し、重要事項説明書等に追記することについて説明し、文書により同意を得られていることが必要です。

(認められない例) 生活保護受給者の住宅扶助費の基準額が 68,000 円のため管理費等(生活扶助費)に 2,000 円上乗せした

一般の利用者	家賃 70,000 円	管理費等 60,000 円	合計 130,000 円
生活保護受給者	家賃 68,000 円	管理費等 62,000 円	合計 130,000 円

認められ
ません

2 必要書類の整備

(1) 重要事項説明書等の整備及び全利用者からの同意

次のア・イについて、「重要事項説明書」、「運営規程」の条項及び「利用料金表」に明記し、全ての利用者又はその家族から文書により同意を得てください。

その際、生活保護受給者の利用の有無や個人名等の情報を他の利用者又はその家族に漏らさないようにしてください。

ア「生活保護受給者については減免し、生活保護基準に料金を引き下げる」

イ「差額は事業者負担とする」

(2) 生活保護受給者の料金設定

生活保護受給者については、利用に際してかかる家賃は「住宅扶助」、生活費（食費・管理費・水光熱費・共益費等）は「生活扶助」で対応します。年齢や障害の有無等によって「生活扶助」の基準額はそれぞれ異なるため、生活保護受給者向けの料金表を一律に作成する必要はありません。

ただし、契約時や減免開始時には、実際に減免が適用される生活保護受給者に対して、個別設定した利用料金について重要事項説明書等の文書で説明をし、文書により同意を得てください。

(3) 変更届の取扱い

重要事項説明書等に2(1)ア・イの文言を追記するのみであれば、介護事業指導課への変更届の提出は不要とします。

ただし、既に利用している生活保護受給者の利用料金を変更する場合、必ず区福祉保健センター生活支援課の担当ケースワーカーに、「重要事項説明書」「利用料金表（減免前の利用料金がかかる書類）」「当該利用者の利用料金がかかる書類」「当該利用者から同意を得たことがわかる書類」を文書で情報提供してください。

なお、他の利用者の利用料金を変更する場合には、これまで通り介護事業指導課へ変更届の提出が必要となりますが、生活保護法による介護機関の指定を受けている場合には、別途、健康福祉局生活支援課にも変更届の提出が必要です。

3 取扱い変更日

平成30年10月1日

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課

電話 045-671-3466

FAX 045-681-7789

(生活保護に関するごとの問合せ先)

横浜市健康福祉局生活支援課

電話 045-671-2366

FAX 045-664-0403